

○山陽小野田市国民健康保険基金条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 80 号

(設置)

第 1 条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、山陽小野田市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 各会計年度の基金として積み立てる額は、当該年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(貸付運用)

第 6 条 市長は、財政上特に必要があると認めるときは、償還の方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を一般会計に貸し付けて運用することができる。

(処分)

第7条 市長は、国民健康保険事業に要する財源が不足する場合に限り、基金の全部又は一部を国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、合併前の小野田市国民健康保険基金条例（平成5年小野田市条例第9号）及び山陽町国民健康保険事業基金条例（平成2年山陽町条例第15号）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。